

インフォメーション Information

10月は「労働保険適用促進 月間」です。

「雇ったら、入る。」
労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働者が労働災害や失業したときに必要な保険給付を行い、生活の安定・社会復帰や再就職の促進・雇用機会の増大等を図ることを目的として、政府が管理・運営している強制的な保険制度です。

事業主の皆さん、加入手続きはお済みですか。
加入手続きを怠っていた期間中に、労働災害が生じ労災給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災給付に要した費用の全額・一部を徴収することとなっています。

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。
手続きがお済みでない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）又は労働保険事務組合（労働保険の事務を代行する団体で、商工会・事業協同組合等があります。）におたずねください。

福島労働局

10月は土地月間

一定面積以上の大規模な土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

※大規模な土地とは

- 都市計画区域内 5,000㎡以上
- 都市計画区域以外 10,000㎡以上のことです。

土地取引の問い合わせ先

総務課企画グループ
☎ 27-2114

不正軽油に関わる人は罰せられます。

地方税法の改正により、不正軽油に関わるあらゆる人が罰則の対象となりました。製造、販売、使用など不正軽油に関わる人だけでなく、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども罰則が適用されます。

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」に設定し、関係団体と協力して不正軽油の製造・使用の防止に取り組んでおります。

なお、「灯油や重油をトラックの燃料に使っているようだ」、「不審な施設（場所）にローリー車が入りしている」などの情報がありましたら、相双地方振興局県税部までご連絡ください。

絡ください。

お問い合わせ先

福島県相双地方振興局 県税部
☎ 0244-2611127

国民年金のお知らせ ★ご注意ください！：社会保険 出張相談が予約制となります

浪江町・富岡町の両役場で実施しています社会保険出張年金相談については年々両会場とも相談者が増加しております。そのため会場にいられても相談を受けられずに帰られる方が増えてきております。

そこで、いままでは両会場とも相談当日受付を行ってききましたが、円滑な相談を実施していくため今後予約制としますので何卒ご理解とご協力をお願いします。

◆実施時期

平成18年12月の相談日より相談日の5日前まで（ただし予定人数となり次第締め切ります）

◆予約受付

出張相談日の3週間前より相談日の5日前まで（ただし予定人数となり次第締め切ります）

◆予約方法 電話にて受付します。
（受付時間は午前8時30分～午後5時。土日祝日を除く）

◆お問い合わせ先
平社会保険事務所 総合相談室（年金給付課）
☎ 0246-2315618

※なお、予約された方には、後日ハガキが送付されますので相談当日ご持参ください。

「インフルエンザ予防接種」の案内

左記日程でインフルエンザ予防接種を実施いたします。

対象となる方で接種希望される場合は忘れずに接種されますようお願いいたします。

◆対象者

- 1、65才以上の方
- 2、60才以上65才未満であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

◆実施期間

平成18年10月1日（日）
～12月28日（木）

（ただし、医療機関により休診日が異なりますので事前にご確認ください。）

◆場所

高野病院・根本医院・馬場医院（直接受診して下さい。）

右記以外の医療機関で接種希望される場合は事前に保健センターまでご連絡ください。

◆費用

2回の予防接種を希望される場合、2回目の接種料金は全額自己負担です。

*生活保護受給者は無料です。

◆お問い合わせ先
広野町保健センター
☎ 27-3040



結核予防のお知らせ

結核は過去の病気ではありません。福島県では、年間281人の方が新たに結核にかかっています。結核は、人から人うつる感染症で、自分が結核だと気づかずに周りの人々にうつしてしまいます。

●こんな時はすぐに病院へ！

- 長引く咳（2週間以上）
- タンが出る
- 長引く倦怠感
- 長引く微熱
- 胸の痛み
- 体重減少

●発見されにくい高齢者の結核

目立った咳がなく、食欲がない・元気がない・体重減少・微熱が続く等の症状が特徴です。家族の方は、日頃から健康状態に気を配りましょう。

●あなたは大丈夫？

これらにあてはまる人は発病率が高いので、こまめに検診を受けましょう。

- 糖尿病の人
- 最近結核の感染を受けた人
- 胃切除をした人
- 悪性腫瘍がある人
- 人工透析を受けている人
- 副腎皮質ホルモン剤の治療を受けている人

●結核を予防するための3つの方法

- 1年に1回胸部レントゲン検査を受けましょう。
- 市町村の結核検診、または、かかりつけ医がいる人はかかりつけ医で受診しましょう。

保育士登録の経過措置の終了について

児童福祉法の改正により、保育士として業務を行う方は保育士登録をすることが必要となりました。

経過措置の終了により、平成18年11月28日までに登録が済んでいない方は保育士として業務を行うことができなくなります。現在保育士として業務を行っている方及び今後業務を予定している方は、期日までに登録してください。

また、保育士登録の手引き・リーフレットは広野町保育所にもありますので、ご利用ください。

◆お問い合わせ先

- 県庁子育て支援グループ
☎ 0244-52117175
- 広野町保育所
☎ 27-12345

ごみの分別について（お願い）

この頃、特に違反ごみが多くごみステーションが大変汚れております。カラスの被害、悪臭の発生など衛生上問題がある箇所が増えております。また、飲食店、事業所から出るゴミも見受けられ周りに住む皆さんが非常に困っております。飲食店、事業所から出るゴミは自ら直接南部衛生センターへ搬入してください。

また、ごみの分別がきちんと守られていないため、違反ゴミとして取り扱われ回収されていない現状です。ルールを守りきちんと分別をし出されますようお願いいたします。各地区にあるごみステーションはそこに住む地区皆さんのものです。お互いに注意し合いきれいな環境を保つようお願いいたします。



分別が分からない場合は配布されたこの冊子を参考にしてください。配布されていない方は役場福祉環境グループへお越しください。

- ◎ 収集日以外の日のごみを絶対に出さないでください。
- ◎ ごみは収集日の午前8時30分までに出してください。
- ◎ ごみは指定された袋に入れて出してください。
- ◎ 「ごみステーション」周辺の清掃にご協力ください。

犬の飼い方について

飼主の皆さんへお願いします。

この頃、犬のフンの始末と放し飼いの苦情が大変多いです。

袋とシャベルを持ち歩かない、持っただけでもフンの始末をしない飼主が多く見受けられます。フンの始末は飼主の最低限のルールです。また、夕方、夜間に犬を放してしまい周辺の人や犬に被害を加えたり、他人の家の庭でフン



をしたりと様々な事故や環境問題を起こします。これらを防ぐためにも飼主が自覚し正しい飼い方をしましょう。

「ごみステーション」の利用について のお願い

